

3 裁判員等に選任された場合等

他の法律による裁判への参加や出廷（裁判員又は補充裁判員、刑事又は民事訴訟手続における証人等）並びに裁判員候補者としての裁判員等選任手続の期日に裁判所に出頭する場合を指します。

ただし、法律等に基づき裁判所等へ出廷するような場合であっても、**その原因が本人に求められるような場合**（本人が当事者となる民事裁判（離婚協議含む）、刑事裁判、破産手続、生活保護の申請の手続、離婚調停等）**は、含みません。**

【確認書類】

- 裁判所の証明書等